

令和2年3月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和2年3月27日 開会

令和2年3月27日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和2年3月27日鈴鹿市議会第1委員会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番	前 川 申 龍	2 番	田 中 通
3 番	田 中 淳 一	4 番	森 英 之
5 番	河 尻 浩 一	6 番	福 沢 美由紀
7 番	永 戸 孝 之	8 番	今 岡 翔 平
9 番	水 谷 進	10 番	中 村 浩
11 番	森 美和子	12 番	池 上 茂 樹

1 欠席議員

なし

1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
事務局長	佐 藤 弘 樹
総務課長	岡 安 賢 二
介護保険課長	谷 本 吉 隆
総務課主幹	鈴 木 英 生
総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	中 川 勝 規
介護保険課副参事兼管理グループリーダー	服 部 さゆり
介護保険課副参事兼認定グループリーダー	藤 本 泰 子
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡 田 千麻子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	竹 内 秀 幸

1 議会書記

総務課	武 本 真 樹
-----	---------

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）

議案第 2 号 令和 2 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第 3 号 令和 2 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計
予算

議案第 4 号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定について

議案第 5 号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及び
鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改
正について

議案第 6 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第 7 号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正について

議案第 8 号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報保護条例の一部改正につ
いて

議案第 9 号 鈴鹿亀山地区広域連合介護給付費準備基金条例の一部改
正について

日程第 5 一般質問

○議長（池上茂樹 議員）

皆さん、おはようございます。

本当に今、新型コロナウイルスの大変なときに、皆さんお集まりいただきまして、また、昨日は政府のほうでコロナウイルスの特措法に基づく対策本部が立ち上がったということで、本当に我々もしっかり気をつけて、自己管理、自己防衛に努めていきたいと思います。今日、そういうことで、マスクも着用していただいて、事務方もよろしいので、感染防止に努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

ただいまから令和2年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承を願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第35条の規定により、議長において、田中淳一議員、中村浩議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果及び監査基準をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、報告第1号、専決処分報告についてが、別冊のとおり提出されております。この際、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様おはようございます。

それでは、本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の3月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私から報告書1ページ、報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の概要について、御説明を申し上げます。

令和元年12月20日、午前10時30分ごろ、鈴鹿市三日市南三丁目の空き地において、職員が公用車を停車し、数センチドアを開けていたところ、突風によりドアが大きく開き、隣に駐車をしていた相手方の車両に接触し、双方の車両が破損したものでございます。

この事故につきまして、地方自治法第292条で準用する同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をし、示談が成立をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告を申し上げるものでございます。

報告事項の概要については、以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

以上で、報告は終わりました。

次に、日程第4、議案第1号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合介護給付費準備基金条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、本定例会の開会に当たり、令和2年度の施政及び予算編成方針について申し述べます。

国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、さらに高齢化が進

むことが予測される中で、高齢者のうち、働く意欲のある方に対し、就業機会を確保するなど働き方の変化を中心に据えながら、年金・医療・介護全般にわたる改革が必要であると述べるとともに、医療や介護についてフレイル対策など予防への取り組みを強化することで、いつまでも健康で活躍できる社会づくりを行い、子どもたちからお年寄りまで全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度を目指し、改革を実行していくとしています。

このような動向も踏まえ、本広域連合と関係市が事務処理を行っていく上で、指針とする鈴鹿亀山地区広域連合広域計画が今年度末で計画期間満了を迎えますことから、議員各位の御意見を頂戴しながら見直しを行ったところでございます。

今後も広域計画に掲げた取り組みが円滑に実施できるよう、精いっぱい努力をさせていただきますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、令和2年度の予算編成でございますが、関係市である鈴鹿市、亀山市におきましては、歳入に大幅な増額を見込めない状況で、歳出では扶助費等、社会保障費が引き続き増加する見込みなど、厳しい財政状況が続く中、歳入の確保と歳出の削減を徹底した予算編成が行われております。

本広域連合といたしましては、運営のための財源を関係市からの負担金に大きく依存をしていることから、関係市の財政状況を十分考慮し、可能な限り抑制に努め、予算編成を行ったところでございます。

その中で、本広域連合では、令和2年度におきましても広域連合規約に基づき、消費者行政と介護保険事業を中心に事業を進めてまいります。

まず、消費者行政については、情報化社会の進展に伴う、さまざまな消費者トラブルが世代を問わず広がる中、携帯電話のメール、またははがきによる架空請求や警察・市役所職員をかたる還付金詐欺などの特殊詐欺が後を絶ちません。

消費生活センターでは、複雑・多様化する相談に的確に対応するため、相談員のスキル向上に努め、消費生活に関する苦情や相談の解決のための助言、年齢や障害の有無など、消費者の特性に配慮した消費者教育、被害を未然に防止するための情報発信に努めるなど、センターとしての役割を果たしてまいります。

一方で、成年年齢引き下げを見据えた若年層への消費者教育や高齢者の消費者被害が深刻化する中で、高齢者の周りにはいる方々による地域での見守り体制づくりの検討、地域における出前講座の開催など、関係市や関係機関とも連携を図りながら、圏域住民の皆様が、安全で安心して日常生活が送れるよう、引き続き被害抑止に向けた取り組みや啓発を進めてまいります。

次に、介護保険事業につきましては、令和2年度が第7期介護保険事業計画の3年目に当たり、計画期間の最終年度となります。第7期事業計画を着実に実行するとともに、令和3年度が開始年度となる次期の第8期介護保険事業計画策定に向けて、関係市や関係機関との連携のもと、地域包括ケアシステムの深化、推進を目指した計画策定に努めてまいります。

なお、次期計画においては、地域包括ケアシステムをより圏域ニーズに合わせて構築するため、日常生活圏域の見直しも含めた地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。また、保険者としての役割を明確にして、日常生活支援と介護予防について、効果的かつ安定的に、地域でサービスを提供できる体制の整備を進めていくとともに、本広域連合が指定権限を持つ居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の指導・監督業務を通して、利用者へのこれらの事業サービスの向上に努めてまいります。

以上で、令和2年度を迎えるに当たり、施政及び予算編成方針を述べさせていただきました。

今後とも、圏域住民のさらなる福祉の向上を目指し、各種事業に取り組んでまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出をいたしました議案について、説明を申し上げます。なお、予算関係につきましては、概略を私のほうから説明させていただき、詳細を総務課長が説明いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、補正予算書1ページ、議案第1号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をいたします。

第1条で、歳入歳出それぞれ2億4,238万4,000円を減額し、補正後の総額を190億645万円にしようとするものでございます。

補正の内容として、総務費の減額につきましては、認定調査の受託件数の減少に伴う減額で、保険給付費の減額及び地域支援事業費の増額につきましては、いずれも執行見込みによるものでございます。

続きまして、議案第2号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算について、説明をいたします。

当初予算書1ページをごらんください。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億360万9,000円にしようとするものでございます。対前年度比66.2%の増加でございます。

続きまして、議案第3号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会

計予算について、説明をいたします。

予算書31ページをごらんください。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ192億5,746万4,000円にしようとするものでございます。対前年度比3.4%の増加でございます。また、第2条で、一時借入金の限度額を設定しようとするものでございます。

続きまして、議案書1ページをごらんください。議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定について、説明を申し上げます。

地方自治法第291条の7において、広域連合は広域計画を作成しなければならないこととされており、作成した計画に基づき、総合的かつ計画的な施策を実施することとされております。本広域連合が、平成27年に作成しました現広域計画が今年度をもって計画期間が終了することから、現広域計画期間中に開始された介護予防・日常生活支援総合事業や令和4年に成年年齢が引き下げられることに伴い、若年層の消費者被害の拡大が懸念されることなどを踏まえ、現広域計画の字句の修正を行い、令和2年度から令和6年度までの5年間の広域計画を作成するものでございます。

続きまして、議案書7ページの議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について、説明を申し上げます。

本広域連合議会の議員及び委員会の委員、附属機関の委員等の報酬の額は、原則、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する開票立会人及び選挙立会人の報酬の額に準拠しており、このたび、同法が改正され、開票立会人等の報酬の額が改められたことから所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案書9ページの議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

職員のサービスの宣誓については、本条例第2条において、新たに職員となったものは、宣誓者に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはならないこととしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、任用の実態に即した方法によりサービスの宣誓を行うことができるよう、任命権者が別段の定めをすることができるようにするほか、字句の修正を行うものでございます。

続きまして、議案書11ページの議案第7号、鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正について説明を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例で引用する同法の条項にずれが生じることから所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書13ページの議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報保護条例の一部改正について、説明を申し上げます。

本広域連合が構成市である鈴鹿市、また亀山市から個人情報を収集し、または構成市に個人情報を提供しようとするときは、本人の同意に基づくときや法令または条例の規定に基づくときなどを除き、鈴鹿亀山地区広域連合個人情報保護審査会の意見を聞くこととしておりますが、構成市においては個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置が講じられていることから、構成市との間における個人情報の収集及び提供については、実施機関の判断により行えるようにするための所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書15ページの議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合介護給付費準備基金条例の一部改正について、説明を申し上げます。

鈴鹿亀山地区広域連合介護給付費準備基金は、本条例において介護給付及び予防給付の実施並びに財政安定化基金拠出金の納付に必要な財源に充てる場合に処分することができることとしております。今回、同基金の処分を地域支援事業または地域支援事業を効果的に実施するための会議の実施に要する費用の財源に充てることのできるようにすることで、介護保険事業における財政の健全な運営を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第1号から第9号までの説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

総務課長。

○総務課長（岡安賢二 君）

おはようございます。それでは、私から、議案第1号から議案第3号までの予算議案について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者

保険料64万3,000円の減額は、現年度及び過年度の普通徴収保険料の収納見込みの精査によるものでございます。

第2款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金3,729万8,000円の減額，第4款国庫支出金，第1項国庫負担金，第1目介護給付費負担金5,230万円の減額，めくっていただきまして第4款国庫支出金，第2項国庫補助金，第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）792万3,000円の増額，第5款支払基金交付金，第1項支払基金交付金，第1目介護給付費交付金7,398万円の減額，同じく第2目地域支援事業支援交付金1,069万6,000円の増額，第6款県支出金，第1項県負担金，第1目介護給付費負担金3,675万円の減額，めくっていただきまして，第6款県支出金，第2項県補助金，第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）495万2,000円の増額までにつきましては，給付見込みの精査による増減でございます。

第8款繰入金，第2項基金繰入金，第1目介護給付費準備基金繰入金6,498万4,000円の減額は給付見込み額の減，地域支援事業費見込み額の増及び保険料収納見込みの精査による減によるものでございます。

次に，16ページ，17ページをお開き願います。

歳出でございます。第1款総務費，第2項介護認定審査会費，第1目介護認定審査会費400万円の減額は，認定調査の受託件数の減少に伴い，認定審査会開催数が減少したため，委員報酬を減額するものでございます。

同じく第2目認定調査等費400万円の減額は，同じく認定調査の受託件数の減少に伴い，認定調査委託料を減額するものでございます。

次に，第2款保険給付費，第1項介護サービス等諸費，第1目介護サービス等諸費2億7,500万円の減額及び第4目高額医療合算介護サービス等費100万円の増額は，給付見込みの精査によるものでございます。

次に，18ページ，19ページをお開き願います。第3款地域支援事業費，第1項地域支援事業費，第1目介護予防生活支援サービス事業費3,961万6,000円の増額は，事業費の執行見込みにより増額するものでございます。

以上が，議案第1号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして，議案第2号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明を申し上げます。

令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合予算書の10ページ，11ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金1億2,093万9,000円は，広域連合規約に基づき本広域連合が行う広域連携関係事務，介護保険事務，消費者行政事務に係る関係市からの負担金でございます。

第2款国庫支出金，第1項国庫負担金，第1目民生費国庫負担金5,340万6,000円は，低所得者保険料軽減事業に伴う国の負担金でございます。

次に，12ページ，13ページをお開き願います。

第3款県支出金，第1項県負担金，第1目民生費県負担金2,670万2,000円は，低所得者保険料軽減事業に伴う県の負担金でございます。同じく第3款県支出金，第2項県補助金，第1目民生費県補助金6万2,000円は，低所得者等対策費補助金でございます。第2目商工費県補助金183万7,000円は，消費者行政活性化基金事業費補助金で，消費生活センターの人件費や消費生活センターだより発行に関する補助金でございます。

次に，第4款繰越金，第1項繰越金，第1目繰越金10万円は，前年度の繰越金でございます。

次に，14ページ，15ページをお開き願います。

第5款諸収入，第1項広域連合預金利子，第1目広域連合預金利子1,000円は，預金利子の見込みでございます。同じく第5款諸収入，第2項雑入，第1目雑入56万2,000円は，公用車の事故対応に係る保険金や個人情報開示請求に係るコピー代などでございます。

次に，16ページ，17ページをお開き願います。

歳出でございます。第1款議会費，第1項議会費，第1目議会費68万8,000円は，広域連合議会における議員報酬，会議録作成委託料など議会関係事務費でございます。

第2款総務費，第1項総務管理費，第1目一般管理費7,013万9,000円は，主なものといたしまして給与費等負担金が4,829万円で，事務局長及び総務課職員4名分の人件費負担金でございます。また，事務費2,174万9,000円は，消費センター相談員を除く会計年度任用職員の共済費，広域連合事務所などの土地家屋借り上げ料，情報システム保守管理委託料などでございます。

次に，18ページ，19ページをお開き願います。

同じく第2目企画費78万1,000円は，構成市との広域連携連絡調整費としまして，広域連合広報紙の発行経費などでございます。同じく第3目公平委員会費2万7,000円は，委員会開催に伴う委員報酬でございます。

次に、第2款総務費、第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費3万6,000円は、委員会開催に伴う委員報酬でございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

第2款総務費、第3項監査委員費、第1目監査委員費22万3,000円は、監査に伴う委員報酬でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費8万3,000円は、低所得者等対策費として、社会福祉法人及び障害者者ホームヘルプサービス利用者の減免に要する費用等でございます。同じく第2目介護保険費1億681万1,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国、県、市負担金を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

第4款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費2,452万1,000円は、鈴鹿亀山消費生活センターの管理運営に要する費用で、相談員3名分の給料、職員手当等、センター所長の人件費負担金、事務所借り上げ料などでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金10万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費20万円は、予備費として前年度と同額を計上いたしております。

めくっていただきまして、26ページ、27ページでございますが、こちら、特別職、一般職の給与費明細書を掲載いたしておりますので、ごらんおき願います。

次に、28ページ、29ページをごらんください。

令和3年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載しております。過年度議決済みに係る分としまして、財務会計システム機器借り上げ料の債務負担行為の調書でございます。

以上が、議案第2号の令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議案第3号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書の40ページ、41ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料44億4,663万6,000円は、第一号被保険者の現年度分の特別徴収、普通徴収、及

び過年度分の普通徴収による保険料をそれぞれ計上いたしております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金28億4,193万4,000円は、保険給付費や人件費等に係る構成市からの負担金でございます。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。

第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目総務手数料1万円は、介護保険料に係る過年度分の督促手数料でございます。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金32億1,377万7,000円は、介護給付費負担金で、保険給付費のうち居宅介護給付費等の20%分と施設介護給付費の15%分の合計額を計上いたしております。

同じく第4款国庫支出金、第2項国庫補助金のうち、第1目調整交付金4億4,592万6,000円は保険料水準の格差是正のため交付されるもので、保険給付費及び地域支援事業費、それぞれに対し交付割合及び調整率を2.43%と想定し、計上いたしております。第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1億2,704万4,000円は地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費の20%分を計上いたしております。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

第3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1億6,463万1,000円は、地域支援事業のうち包括的支援事業、任意事業に要する事業費の38.5%分を計上いたしております。第4目保険者機能強化推進交付金2,514万8,000円は、介護予防・重度化防止に資する事業に係る交付金でございます。第5目総務費国庫補助金279万9,000円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修作業等に要する費用額に対する補助金でございます。

次に、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金のうち、第1目介護給付費交付金47億7,529万6,000円は、第2号被保険者保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費総額の27%を計上いたしております。同じく第2目地域支援事業支援交付金1億7,151万円は、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活サービス事業及び一般介護予防事業費の27%分を計上いたしております。

次に、46ページ、47ページをお開き願います。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金25億3,426万4,000円は、保険給付費のうち居宅介護給付費等の12.5%分と施設介護給付費の17.5%分の合計額を計上いたしております。同じく第6款県支出金、第2項県補助金、第1目

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）7,940万3,000円は、地域支援事業費のうち介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の12.5%分を計上いたしております。同じく第2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）8,231万5,000円は、地域支援事業費のうち、包括的支援事業費・任意事業費の19.25%分を計上いたしております。

次に、48ページ、49ページをお開き願います。

第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金6,000円は、介護給付費準備基金の収益金でございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金1億681万1,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。同じく第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金2億3,707万7,000円は、保険料必要額より収納予定額が少ないため、不足額を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金200万円は、前年度繰越金でございます。

次に、第10款諸収入、第1項延滞金及び加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金10万円は、第1号被保険者延滞金を計上いたしております。同じく第10款諸収入、第2項雑入のうち、第1目返納金33万9,000円は、介護報酬の変更、不正請求に係る過年度分の返納金でございます。また、第2目雑入43万8,000円は、構成市からの生活保護受給者に係る介護認定料でございます。

続きまして、52ページ、53ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費3億992万1,000円の主なものといたしまして、給与費負担金1億7,472万3,000円は、介護保険課正規職員20名、会計年度任用職員3名分の人件費に係る構成市への負担金でございます。そのほか、構成市に委託しております介護保険賦課徴収事務の委託料6,088万6,000円、介護保険システムに係る保守管理委託料、機器借り上げ料及び専用回線使用料などの事務費5,618万5,000円、認定調査員6名分の給料、職員手当等人件費1,812万7,000円を計上いたしております。

次に、54ページ、55ページをお開き願います。

同じく第1款総務費、第2項介護認定審査会費のうち、第1目介護認定審査会費4,732万5,000円の主なものは、審査会開催経費で介護認定審査委員80名の委員報酬

として4,000万円を計上いたしております。次に、第2目認定調査等費1億400万8,000円の主なものは、臨時認定調査員に対する報酬として207万4,000円、主治医意見書の作成手数料、郵便料として5,730万7,000円、認定更新に係る認定訪問調査の各事業所への委託料として4,373万6,000円を計上いたしております。

次に、56ページ、57ページをお開き願います。

同じく第1款総務費、第3項趣旨普及費、第1目趣旨普及費229万1,000円は、介護保険制度のパンフレットや広報紙の作成経費でございます。同じく第1款総務費、第4項計画策定費、第1目計画策定費413万3,000円は、第8期介護保険事業計画策定に伴う策定業務委託料297万円などを計上いたしております。

次に、58ページ、59ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費ですが、第7期介護保険事業計画をもとに31年度の実績などを考慮し、説明欄に記載の介護サービス諸費や介護予防サービス諸費、特定入所者介護サービス等費など合計額176億8,662万4,000円を計上いたしております。対前年度比は、2.9%の増となっております。

次に、60ページ、61ページをお開き願います。

第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費ですが、説明欄に記載の介護予防生活支援サービス事業費や総合事業等諸費、一般介護予防事業費などの実施に伴い関係市及び地域包括支援センターに支払う委託料、三重県国民健康保険団体連合会へ支払う負担金補助及び交付金など、合計額10億6,283万8,000円を計上いたしております。対前年度比は8.4%の増となっております。

次に、62ページ、63ページをお開き願います。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は、保険給付費資金の不足により借入れを行った際に要する利息を計上いたしております。

第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費2,515万4,000円は、保険者機能強化推進交付金の充当による保険料の残額及び預金利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、64ページ、65ページをお開き願います。

同じく第5款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金807万円は、保険料の還付金及び還付加算金を計上いたしております。第2目償還金200万円は国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費として、前年度と同じく500万円を計上いたしております。

次に、66ページ、67ページをお開き願います。

特別職、一般職の給与費明細書を掲載いたしておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に、68ページ、69ページをお開き願います。

令和3年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載いたしております。過年度議決済みに係る分として、介護保険システムの機器の借り上げ料及び公用車のリース料についての債務負担行為の調書でございます。

以上、議案第1号から第3号までの予算関係の補足説明でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

議案第1号から議案第9号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、また質疑の範囲が議案外にわたることのないよう、特にお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、田中通議員から発言を許します。

田中通議員。

○田中通 議員

議席2番、田中通です。令和2年度施政方針について、実質、議案第3号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算についてなのですが、歳出の第1款総務費、第4項計画策定費、第1目計画策定費の413万3,000円についてですが、第8期介護保険事業計画策定委託料とあります。3月5日の、鈴鹿市議会一般質問で石田秀三鈴鹿市議会議員への答弁で、アンケートについて触れられておりまして、この第8期介護保険事業計画に向けて行われる高齢者や介護従事者へのアンケートは、どのような内容になるのでしょうか。前回の第7期と前回、第7期、こういうのありますけど、第7期と比較して特筆すべき変更点などはあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、田中通議員の第8期介護保険事業計画策定に向け実施するアンケートについての御質疑につきまして、説明申し上げます。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度に当たるとともに、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定する年度となります。第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの推進や介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実、介護保険制度の円滑な運営を目標として事業を行っているところでございますが、第8期介護保険事業計画では、これに加えて、地域包括ケアシステムの深化、推進や保険者機能の強化を図ることが求められているところでございます。

これらの方針を踏まえ、当広域連合では、今年度第8期介護保険事業計画策定に向けた高齢者に対するアンケート調査を6種類実施いたしました。

まず1つ目の調査は、在宅介護実態調査でございます。この調査は、要支援、要介護認定を受けてみえる在宅の方を対象として、介護認定の訪問調査時に、認定調査員が聞き取りでアンケートを行うもので、高齢者の適切な在宅生活の継続と家族介護者の就労継続の観点に加え、介護サービスに対する満足度や家族介護者の状況などを把握し、在宅介護の課題を分析する調査でございます。600人程度を目標に実施しているところでございます。

2つ目の調査につきましては、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査でございます。この調査は、要介護認定を受けてみえない65歳以上の方を無作為に2,000人抽出いたしまして、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握して、日常生活との関係を分析し、地域診断に活用する調査でございます。

3つ目の調査は、第2号被保険者調査でございます。この調査は、要支援、要介護認定を受けてみえない40歳から64歳までの方を無作為に1,000人抽出し、介護予防に対する考え方や地域包括ケアシステムの課題などを先に申し上げました2つの調査と比較分析するために行う調査でございます。

4つ目の調査といたしましては、居宅介護支援事業所調査。

5つ目の調査は、サービス提供事業所調査でございます。この調査は、本広域連合管内全ての居宅介護支援事業所85事業所とサービス提供事業所338事業所を対象に、それぞれ介護人材の確保に係る状況や求められるサービスと介護者への支援は何か、また医療と介護の連携状況を把握する調査でございます。

最後に、6つ目の調査では、介護支援員調査でございます。この調査は、居宅介護支援事業所に従事する全ての介護支援員約250名を対象に実施いたしました。第7期介護保険事業計画では、本調査は実施しておりませんでした。第8期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの要となる介護支援員、ケアマネジャーのことでございます。の方の状況を把握し、ケアマネジメント業務の課題分析や資質向上のための課題分析が必要と考え、実施いたしております。

これら、2つ目から6つ目までの調査につきましては、全て郵送で実施しております。また、調査の実施期間につきましては、1つ目のサービス利用者に対するものとしましては、昨年12月から本年3月まで、2つ目、3つ目の市民対象のものにつきましては、本年1月から2月まで、4つ目から6つ目の事業所に対する調査につきましては、この3月に実施したところでございます。

これらのアンケート調査につきましては、現在集計、分析を行っているところでございますが、この結果を踏まえ、第8期介護保険事業計画を策定してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

田中通 議員。

○田中通 議員

ありがとうございました。当初予算資料の12ページには、令和元年から2年度、2カ年となっております。歳入歳出予算事項別明細書の56ページには、その両年度の予算が出ております。令和2年度は413万3,000円で、令和元年度は378万3,000円ということで、比較として出ておりますけれど、実質は合計791万6,000円の計画策定費ということだと思います。結構、800万円弱というのは、なかなか大きい金額だなど、大きい予算だなど思うんですが、この3年前と比較して、トータルコストはどれくらい変わっているのでしょうか。もし、アンケートやその分析に共通項目が多いのであれば、業務効率を上げることで予算を圧縮させるといったことが可能かと思うんですが。その3年前のものとの比較をお願いします。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

おはようございます。数字的なものは、ちょっとここでお示しすることはできないんですが、前回の計画のときは、入札を行ってございまして、今回はプロポーザル方式ということで、選定の方法をちょっと変えております。そういう意味で、前回の経費につきましては、今回の経費よりもかなり低い額で予算は立てているんですけども、ただ、やはり計画を立てていく上で大事なものは、やはり情報の分析とか情報の収集ということになりますもので、そういった意味で、今回はプロポーザル方式で選定をさせていただきましたので、その分、経費的には上がっているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

田中通 議員。

○田中通 議員

どうもありがとうございました。上っている理由が、根拠がありましたので、納得しました。ありがとうございます。

○議長（池上茂樹 議員）

これにて、田中通 議員の質疑を終わります。

森英之議員。

○森英之 議員

私のほうからは、まず議案第1号の令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算の第3号の歳出、保険給付費の2億7,400万円の減額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

森英之議員の令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算、保険給付費の減額補正についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

保険給付費の予算は、第7期介護保険事業計画の推計や過去の給付実績に基づいて、当初予算を計上いたしておりますが、介護サービスの利用に係る経費でございますので、少々余裕をもった積算としておりますことから、今年度の実績に応じた減額補正をお願いするものでございます。

少し、内容を申し上げますと、当初予算の171億9,089万円に対しまして、決算見込みとして169億1,689万円として減額補正、2億7,400万円、当初予算比では1.6%の減額となります。ちなみにでございます、平成30年度につきましては、当初予算166億303万5,000円に対しまして減額補正2億500万円、それから当初予算比1.2%の減額で、補正後予算163億9,803万5,000円、決算額は159億4,623万2,000円でございます。平成29年度につきましては、同じく当初予算が170億5,016万2,000円に対し、減額補正7億5,200万円、当初予算比4.4%の減額で、補正後予算162億9,816万2,000円、決算額157億108万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

詳しい説明ありがとうございます。前年度実績含めて、余裕をもたせたという設定ということで聞かせていただきました。それに付随するといえますか、関係しまして、この議案第3号の、令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算のこちらの保険給付費、今回は176億8,662万4,000円ということでございますが、そちらの理由も、先ほど聞かせてもらった内容である程度、理解できるところでありますが、もう一度、お聞かせください。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算、保険給付費につい

ての御質疑につきまして、説明申し上げます。

先ほどの御質疑で説明申し上げましたとおり、保険給付費につきましては、第7期介護保険事業計画の推計や過去の給付実績に基づき、当初予算を計上しているところでございます。

お手元の令和2年度当初予算資料5ページをごらんくださいませ。当初予算資料のほうでございます。保険給付費の推移を掲載してございますが、平成29年度、30年度の決算額、それから令和元年度、2年度の当初予算額でございます。いずれのサービス費におきましても、毎年増加している状況でございます。令和元年度決算見込み169億1,689万円は、平成30年度決算額に対し106.1%となる見込みでございます。令和2年度当初予算176億8,662万円は、令和元年度決算見込みに対し、104.6%となっております。計画に沿った給付費の伸びと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

その増とする理由も含めて、今聞かせていただきましたので、理解させていただきました。

続いて、議案第2号及び第3号議案にかかわるところなんです。来年度会計年度任用職員制度が始まります。それに伴って、人件費増ということになるろうかと思うんですが、そちらの比較についてお聞かせください。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

森英之議員の昨年度との人件費の比較についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

まず、本広域連合に所属いたします会計年度任用職員でございますが、令和2年度はフルタイム会計年度任用職員として、介護認定調査員を6名、事務補助員を3

名、消費生活相談員を3名、パートタイム会計年度任用職員として介護認定調査員を2名、事務補助員を2名、それぞれ配置する予定でございます。

これら職員の給与等に関して、令和元年度と令和2年度を比較すると、約662万円の増額となっております。主な原因としましては、まず人件費、給与及び職員手当等の部分でございますが、約506万円の増額となっております。これは、フルタイムの介護認定調査員を令和2年度から1名増員するための費用と、それから給与月額及び期末手当の支給割合、通勤手当を改定したこと等によるものでございます。

次に、健康保険料や厚生年金保険料、それから雇用保険料などの共済費が、約156万円の増額となっております。これは会計年度任用職員制度導入に伴う健康保険等の加入先が変更になったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

会計年度任用職員制度が始まるに当たっては、人件費が増になるというのは理解しているところであります。で、これの費用の賄いに関しましては、各種の負担金あるいは各県、あるいは国庫負担金等のところから賄うという、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

済みません、人件費における両市の負担割合についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

負担割合につきましては、平成27年度に行われた国勢調査をもとに算出されております。平成29年度から令和3年度まで使用されるものでございます。両市の負担割合につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合規約第17条第1項第1号に規定される関係市の負担金として、同条第2項で規定する別表に基づき算出されます。

まず、介護保険事業の実施に関する事業に係る経費につきましては、均等割を

10%，人口割を45%，それから高齢人口割45%により算出し，負担割合を鈴鹿市が76.17%，亀山市が23.83%としております。

次に，消費者行政に関する事務，その他に関する経費については，均等割30%，人口割70%により算出し，負担割合を鈴鹿市が70.7382%，亀山市が29.2618%といたしております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森英之議員。

○森英之 議員

よく理解させていただきました。続いて，議案第2号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算のほうです。この歳出なんですが，商工費，消費者生活センター費2,452万1,000円とした理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

森英之議員の一般会計歳出，商工費，消費センター費についての御質疑につきまして，説明申し上げます。

令和2年度の一般会計予算，第4款商工費，消費生活センター費につきましては，総額で2,452万1,000円を予算計上いたしております。消費生活センター費のうち，主なものとして，鈴鹿亀山消費生活センター職員4名分の給料，職員手当，共済費合せて2,055万8,000円と，事務所の使用料及び賃借料161万6,000円で，全体の約90%を占めております。また，消費生活センターでは，消費生活に関する相談，あっせん，情報提供，消費者教育の事業を実施しており，事業に関しては，消費者トラブル防止のための啓発活動として，鈴鹿亀山消費生活センターだよりを年2回発行して，その経費として印刷製本費39万8,000円を，折り込み手数料20万7,000円を計上いたしております。そのほか，相談員の資質向上のための研修会参加費用として旅費12万3,000円と研修負担金3万2,000円を，無料弁護士相談の謝礼として42万円などを計上いたしております。

これら消費生活に関する相談業務等に必要な経費として、第4款商工費に計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

いいですか。これにて、森英之議員の質疑を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

日本共産党の福沢でございます。議案質疑よろしくお願ひいたします。

まず、1点目でございます。議案第1号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳出の総務費の削減があるんですけども、少し、説明の中で、認定調査の受託件数の減少ということがありますけども、その詳しい内容について伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢議員の令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算、総務費の減額についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

介護保険更新申請や変更申請、これは要介護認定区分が介護状態からの変更に伴う介護認定調査につきましては、市内外の居宅介護支援事業所と委託契約の上、所属の介護支援専門員の方に調査を委託しております。平成31年4月に1カ月631件であった調査の受託件数が、令和2年2月には509件まで減少をいたしておるところでございます。

その原因としましては、本来の仕事であるケアマネジメント件数がふえて、認定調査まで手が回らない、それから事業所においては、ケアマネジャーの退職や病休等があっても人員の補充がない、そのほかにも主任介護支援専門員研修等の今後の就業に必要な研修が重なり、調査まで手が回らないというような理由であることを、居宅介護支援事業所から聞き取りで確認をいたしておるところでございます。認定調査が当初の見込みどおり進まないことから、介護認定審査会の開催数も減り、委

員報酬も予算執行が減額となることから、今回の減額補正としたものでございます。
以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

認定調査をしていただく事業所が減ったということですね。何事業所あって、何事業所減ったんですか。

○議長（池上茂樹 議員）

認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（藤本泰子 君）

認定グループリーダー藤本です、お願いいたします。先ほどの福沢議員の質問に対してなんですが、受けていただきます事業所数が減ったというよりかは、受けていただく1回の件数が、例えばおひとりの方が1週間に10件お世話になっていたところが5件にしてくださいとかいうふうに、人数自身のがらっと変わったというよりかは、5件のところを3件にとかいうような形で、受けていただく件数が少なくなったために全体の件数が減ったというようなことが大まかでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

はい、理解いたしました。そうしますと、申請をしている方に対して、どういう影響があったのかということ伺いたいですけれども、待っていただいて、なかなかサービスが使えないというようなことが起こっていたのかどうか、伺いたいです。

○議長（池上茂樹 議員）

認定グループリーダー。

○認定グループリーダー（藤本泰子 君）

先ほどおっしゃいました、対象者が待っていただくというようなことなんですが、今回は更新申請というところがございますので、新規申請とはまた若干、状況が異なる状況が1つございます。

ただ、更新申請といいますのは、ちょっと具体的になります。認定有効期間が切れる2カ月前、60日前からの申請でございますので、なかなか60日の間に結果を出させていただくというのが、こちらの仕事でございますが、それがなかなか60日のぎりぎりのところで結果を出すというようなところで、大分押したような形での結果を出しているのが現状でございます。

ただ、更新申請は、サービスは申請日から使えますので、漏れるということはないので、そこは御心配はないんですが、結果が定まらないということで、ケアマネジャー様が次の認定の計画を立てる上におきまして、若干御不満を覚えているということがございますので、1日でも早い調査ができるよう、心がけておるところでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

そうしますと、来年度に向けては、一応、人間的なところは解決ができていのでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

来年度につきましては、委託事業所の新たな開拓等で、事業所の数をちょっとふやすことを考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

次の質疑に移りたいと思います。同じく、補正予算の中の歳出でございます。地域支援事業が伸びている、年々伸びているわけですけれども、その内容、要因について伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

地域支援事業の内容についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業、それから包括的支援事業、任意事業がございます。今回、増額に至った要因といたしましては、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業が当初計画した以上にサービスの利用の増加が見られたことによるものでございます。

平成30年度の介護予防生活支援サービス事業の利用実績としましては、訪問型サービスでは5,729件、9,361万2,155円、それから通所型サービスでは1万3,788件、3億51万3,151円、介護予防ケアマネジメントでは1万479件、4,839万5,233円となっております。

また、平成31年4月から令和2年2月までの11カ月の利用実績としましては、訪問型サービスは5,744件、9,613万9,578円、通所型サービスでは1万4,328件、3億1,655万3,192円、介護予防ケアマネジメントは1万313件、4,755万5,070円となっており、実績がふえる見込みとなりますことから、今回の増額補正をお願いしております。

当初より予算が増額した要因といたしましては、介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年度の新たな事業開始から今年度で3年目となっております。市民の介護予防に対する意識の向上や地域包括支援センターの対象者把握等により予防を必要とする方がサービスの利用につながったこと、それから令和元年10月からの消費税増税に伴う介護報酬の改定によることが要因と考えておるところでございます。

ます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

地域支援事業については予算のところでも伺いますので、次の質疑に移りたいと思います。

議案第3号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。歳入の保険料について伺いたいと思います。保険料の、特にお聞きしたいのは滞納した場合というところで、給付制限を受けている方がいらっしゃるかどうかということなんですけども、前提として保険料の徴収がどういう状況なのかということも含めて伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計、保険料についての御質疑につきまして説明申し上げます。

第1号被保険者の方の介護保険料の納付方法には年金天引きとなります特別徴収と納付書で納めていただきます普通徴収の2通りがございます。令和元年8月1日本算定賦課期日の数字でございますが、特別徴収5万7,275人、それから普通徴収が4,782人、割合にしますと特別徴収が92.3%、普通徴収の方の割合が7.7%でございます。また、収納率につきましては、平成30年度の実績にはなりますが、現年度特別徴収分が100%、それから普通徴収分が85.8%ございました。この普通徴収の方が、万が一、保険料を滞納いたしますと介護保険法第66条、第67条及び第69条の規定に基づき、その滞納期間に応じて給付制限がかかることとなります。

給付制限の内容につきましては、1年以上の滞納期間がありますと、介護サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、申請によって、後で9割から7割の保険給付分を利用者に支払う、いわゆる償還払いになってまいります。また、2年以上の滞

納期間によりますと、介護サービスを利用するときの利用者負担が1割、2割負担の方につきましては3割に、3割負担の方につきましては4割に引き上げられる、いわゆる給付額が減額されることになり、高額介護サービス費などの給付が受けられなくなってしまいます。

給付制限の対象となっている方は、令和2年3月1日現在ですが、償還払いが6名いらっしゃいます。それから、給付額の減額、27名でございます。このうち3名が償還払いと給付額の減額の両方の対象になっております。

これらの給付制限につきましては、滞納があれば直ちに行うというものではなく、正当な理由がなく滞納しているとの確認ができる場合に行うこととしておりまして、利用者の方にとって必要なサービスが利用していただけるよう、個々の納付相談や滞納理由の弁明書を受けさせていただいております。また、納付忘れなどによる滞納にならないように、普通徴収の方への口座振替の勧奨をしているところでございますが、令和2年2月の口座振替につきましては1,523件、普通徴収全体に対して約32%の方に御利用いただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

全体の数からすると、わずかではあります給付制限を受けている方がいらっしゃるということを確認させていただきました。一応、丁寧に聞いておられるということですけど、要するに高齢の方ですので、例えば事業、自分で事業をしていらっしゃる方でも、急に病気になったりとかで、急にやっぱり所得がなくなったりということでも払えないという方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、要するに悪質な滞納と、もう本当に仕方がない生活困窮などの滞納は、しっかり分けていただいているという意味ですか。この27名、6名という方たちは、全て悪質な滞納であるということですか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

悪質な滞納者ということではなくて、しっかり、こちらとしても聞き取った上で、このような形でちょっと処分をさせていただいているということになりますので、以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

要するに、悪質な方はいらっしゃらなくて、状況をお聞きして分納相談などをしながら払っていただいたり、こういう制限をかけながらも、きちんと連絡を密にとっていただいているということですか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

議員おっしゃるとおり、そのような形で対応させていただいております。以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

対象がね、高齢である方、介護を必要とする方、全体の高齢者の中でも、この介護保険をわざわざ申請する方というのは少ないわけなので、非常に必要とする方だと思いますので、やはり悪質な方との対応の分け方というのは、きちっと必要だろうなと思いますので、丁寧にしていただきたいなと思います。

次に、時間もありませんので、次の質問に移りたいと思います。この歳入についてですけれども、繰入金、介護給付費準備基金繰入金がありますね、これについては、令和2年末で、基金残高をどれぐらいに見ておられて、その基金をどういうふうにするか、どういうふうに残すかという考え方について、ちょっと伺いたいと思いま

す。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

介護給付費準備基金繰入金についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

介護給付費準備基金繰入金は、保険給付に係る第1号被保険者の保険料負担相当分が不足する場合、介護給付費準備基金積立金から取り崩して繰り入れをするものでございます。令和2年度当初予算では、2億3,707万7,000円の繰り入れを計上しております。令和2年度末の基金の見込み残高は15億3,094万5,000円となっております。

基金残高の活用にあたっては、将来にわたり介護保険事業が安定した制度運営ができるよう、第8期介護保険事業計画策定部会において、第1号被保険者の数やサービス料の見込み等々を踏まえて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

15億にながしかの残高ということで見込んでおられるということですが、7期のときの保険料を決めるときにも、この基金をどのように使うのかということで、私たちが要請などさせていただいたところですが、やっぱりこの基金というのは高齢者の方の保険料がやっぱり払い過ぎた分だと思っておりますけども、これをどのように返していくかということで、どれぐらい残せば次のときも大丈夫かとか、そういう目安とかは決められているんですか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

現在のところ、その目安といったものは決められていなくて、この第8期の介護保険事業計画の中で、取り崩しのことも含めて検討していくということになります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

7期の保険料を決めたときに、もうこれ以上、上がるのは無理ですよねという意見を申し添えて賛成された委員がたくさんおられました。ぜひとも、これは丁寧に考えていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。歳出の保険給付費でございます。保険給付について、計画値に対して執行しておられると思いますが、3年目になりますので、執行が計画に対してどのようなところか、また、認定者数が今回、総合事業ということになることによって減るのじゃないかということも当時、心配していましたが、認定者数の増減についても伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

保険給付費の御質疑につきまして、説明申し上げます。保険給付費は、第7期介護保険事業計画において推計をしておるところでございますが、実績と比較いたしますと、計画初年度の平成30年度は計画額166億5,823万5,000円で、決算額は159億4,623万2,000円で、95.7%の執行率でございました。2年目の令和元年度は、計画額178億3,907万2,000円、決算見込み額が169億1,689万円で、94.8%の執行見込みでございます。

また、認定者数は、平成29年12月1万489人、平成30年12月1万735人、令和元年12月1万929人と、年々増加傾向にあります。給付費は計画の想定内での執行がなされており、必要な方々が必要なサービスを御利用いただいているものと存じま

す。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

認定者については、きちんと、高齢者がふえているので、認定者もふえるはずだと思いますし、きちんと認定したい方がされているということについては確認させていただきました。

次の質疑に移りたいと思います。歳出の、先ほども補正でもお聞きしました地域支援事業でございます。だんだんとふえていっているわけですが、前年度に比べて、またこの事業費がふえている、この要因についても伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

地域支援事業費の内容の御質疑につきまして、説明を申し上げます。

令和2年度の地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用として6億3,522万4,000円を計上し、前年度に比べ6,872万6,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、先ほど令和元年度介護保険事業特別会計補正予算で説明しましたとおり、介護予防・生活支援サービス事業の利用者の状況と今後、利用対象者となる要支援認定者、事業対象者が前年度から15%増加すると見込んだことによるものでございます。

次に、包括的支援事業に係る費用としまして3億725万円を計上いたしておりますが、前年度に比べて1,542万3,000円の増となっております。増額の理由は、地域包括支援センターの運営に係る人件費等の増額によるものでございます。

さらに任意事業に係る費用としまして1億2,036万4,000円を計上いたしております。前年度に比べ154万3,000円の減となっております。減額の理由としましては、成年後見制度利用支援事業に係る事業実績による減額を行ったためでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

地域支援事業費の増額の要因について伺わせていただきました。補正の中でも、いろいろ、いろんなサービスを利用する方がふえていると、地域支援事業費の中でも今までのとおりのサービスをそのまま使っておられる方がふえているということは最近の傾向でもあると思うんですけども、特にこのふえているところの特徴について、さらに詳しく伺っていきたいんですけども、特に通所型ですね、通所型のサービスについて、状況をお伺いしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

議員の再度の御質疑につきまして、説明申し上げます。

地域支援事業では、被保険者が要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として事業を推進いたしております。

特に、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業は、被保険者が介護予防・生活支援サービス事業、それから一般介護予防事業を利用することで要介護状態等の予防につながるサービスとして実施いたしておりますが、実績としましては、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスの利用が年々伸びているという状況でございます。

さらに、今年度の通所型サービスの利用状況を見ますと、通所型サービスのうち、介護予防通所介護相当サービス、いわゆるデイサービスでは、運動を目的とした短時間でのサービスの利用者が増加しているという傾向がございます。これが増額の要因となっていると考えておりますので、以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

最近いろんな、サロンなんかでも運動については、かなりふえているなどは感じて
るんですけども、短時間のものがふえるということでも、やはり予算的にはふえ
るわけですが。時間によっては、どうなのでしょう。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

総合事業につきましては、時間単位で報酬単価が設定されているものではなくつ
て、1回当たりで設定されているものですから、予算としてはやはり増額というこ
とになります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

もともと、この介護支援をお使いになるということは、やっぱり専門の方の目が
あるところでしていただきたいとは思いますが、短時間、短時間のものがどん
どんふえてくるとすれば、それなりの対応も必要なのかなと思うんですけども、
この通所型がふえている、短時間の運動がふえているということに対して、何か今
後どうされるかということ、ありますか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

総合事業の中で、今現在実施しておりません、計画の中で現在実施しておりませ
ん緩和型のサービスのAという区分がございます。その区分Aにつきまして、第8
期計画では、ちょっと検討、この通所についてもしていきたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

もう時間がないので、緩和型のことについては、また次のときに伺いたいと思います。

それでね、この通所がふえているということでも、やはり介護度が進行することを抑えていると思うんですけど、そういう評価については、どうお考えですか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

再々度の御質疑につきまして、説明申し上げます。

平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始して、その当時、要支援・要介護認定を受けていた方のうち、平成31年4月時点で、要支援認定を受けており、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスの利用者1,069名の方のうち、令和2年3月16日時点のデータにおいて、今年度更新申請を受けた方854名を見ますと、要介護認定へと変更になった方は見られておりません。定期的に継続してサービスを利用していただくことによって、心身の機能維持につながっております。重度化防止が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。次の質疑、最後の質疑に移りたいと思います。議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合介護給付費準備基金条例の一部改正について、この改

正の内容について伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

介護給付費準備基金条例の一部改正についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

介護給付費準備基金は、介護保険事業において安定した制度運営を図るため、第1号被保険者の保険料の余剰金等を積み立て、財源が不足するときには取り崩して、介護保険事業特別会計に繰り入れするよう設置しているものでございます。具体的には、第1号被保険者の保険料につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の負担相当分に充てることになっておりまして、この保険料に余剰が出た場合は、基金へ積み立て、この保険料が不足した場合は、基金から繰り入れをするということになります。

基金から繰り入れをする処分につきましては、現行の介護給付費準備基金条例では、保険給付費の財源に充てることとなっており、地域支援事業費には財源として充てることができなくなっております。そのため、将来的に必要に応じ、地域支援事業の財源として充てることができるよう、条例改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

要するに、要支援の総合事業とか地域支援事業費が、前は保険給付費で扱っていたから、この制度が変わったから、その部分が外れて使えなくなってしまうという意味ですか。それを同じように使えるようにするということですか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

ただいま福沢議員がおっしゃったとおりでございます。
以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢議員。時間がありませんので、端的に。

○福沢美由紀 議員

これはどこの市町でも必要な条例というか、必要な措置だと思うんですけども、もう全て、大体どこでもされているのでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

近隣市においては既に、このような形で条例改正されているところでございます。
以上でございます。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございました。

○議長（池上茂樹 議員）

これにて福沢美由紀議員の質疑を終わります。
通告された議員のほかに、質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長（池上茂樹 議員）

今岡議員。

○今岡翔平 議員

森英之議員が会計年度任用職員のところ、質疑されたと思うんですけど、ちょっとそれに関連してなんですけれども、私、その手当が出るようになるというのが大

きな制度改変だと思うんですけども、そのふえた手当に対して国庫からフォローとかというのはないですよという質疑とかに聞こえたんですけども、そういう認識でよかったですか。

○議長（池上茂樹 議員）

総務課長。

○総務課長（岡安賢二 君）

期末手当等の支給割合についての国からの負担というのはございませんので、市負担という形で全てなっております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

今岡翔平議員。

○今岡翔平 議員

各自治体の制度改変のときに、多分もとからの通達では、この手当を出せる、つまり出すという判断もできるし、出さないという判断もできるという通達だったと思うんですけども、広域でも同じような考え方でよかったですでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

総務課長。

○総務課長（岡安賢二 君）

そうですね、広域においても同じような考えでございます。

以上です。

○議長（池上茂樹 議員）

今岡翔平議員。

○今岡翔平 議員

つまり、その出すという判断を、広域のほうでされたということなんですけれど

も、その出すという判断をされた考え方というのについて伺います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

実は、現在の制度でありましては、特に介護調査員の職につきましては、今、鈴鹿市からの雇用とそれから亀山市の雇用という形での職員、二元化という形を今、とっておるような状況でございます。それで、亀山市で雇用していただいた2人の介護認定調査員を派遣いただいている、あとの3人は今、5名おるんですけども、あとの3名は鈴鹿市からの派遣をもらっているというような、そういう形でございます。それを、今回、地方公務員法の改正によりまして、広域連合の直雇用と全てするというのでまいりますので、そこに1人増加で6名を広域連合の直雇用という形で持っていくというところで考えております。

その際に、鈴鹿市と亀山市の間で、少し処遇の差がございましたので、鈴鹿市のほうの処遇のほうの手当等の部分で少し処遇が上だったというのがございますので、基本的にそちらの処遇のほうに合わせていただくという形での、今、予算の要求をお願いしているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

よろしいですか。ほかに。

永戸孝之議員。

○永戸孝之 議員

ちょっと教えてほしいんですが、田中通議員の質疑のときに、8期の金額がふえた理由の中で、プロポーザル方式に変えたよと。変えたがゆえに上がってしまったという答弁だったんですが、ちょっと聞き逃しとったらごめんなさい、基本的に入札方式を変えたがゆえの上ってしまったという部分なのか、通常入札方式だったらもっと上がっていたものが効果があって、そう変えたのかという部分のところの考え方みたいなところをお聞かせください。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

前回のときは競争入札ということで、今回はプロポーザル方式ということで、前回、競争入札にしたところ、契約したコンサルタント会社の質が非常に悪いということもありまして、今回は計画の質も、計画の調査の質もある程度、担保できる形でということで、プロポーザル方式ということで御提案をいただきまして、一番提案がよかった事業所に対して契約を結んだということになります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

永戸孝之議員。

○永戸孝之 議員

本来、競争入札だったら、もう少し条件も悪くなるし、本来だったら悪くなっているところが、効果はあったというふうに考えていいですか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

効果はございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

永戸孝之議員。

○永戸孝之 議員

原則、こういった部分で、会計上の部分というのは継続性の原則ってあってね、その辺がころっと上がっていると、何が理由だったのかわからん部分が非常に多いんでね、その辺のところはしっかりと御説明いただけないと、なかなか理解できな

い部分がございますので、ちょっと御質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（池上茂樹 議員）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

質疑ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第1号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手、全員でございます。

したがって、議案第1号 令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第2号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第3号 令和2年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の策定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例及び鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 職員の職務の宣誓に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第6号 職員の職務の宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第7号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第8号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報保護条例の一部改

正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合介護給付費準備基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合介護給付費準備基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。

午前11時50分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（池上茂樹 議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程により議事を継続いたします。

次に、日程第6，一般質問を行います。一般質問の通告者は3名でございます。通告以外の事項を追加しないよう、また一問一答方式で、質問時間は答弁を含め30分以内ですので厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、再質問の場合は、要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをしておきます。

それでは、森美和子議員から質問を許します。

森美和子議員。

○森美和子 議員

それでは、一般質問させていただきます。

まず、第8期介護保険事業計画について、お尋ねをします。2000年に始まった介護保険も20年を迎えて、団塊の世代が75歳以上になる2025年問題もいよいよ目前に迫ってきた中での、来年から始まる8期計画であります。午前中の質疑の中で、田

中議員のほうからアンケート調査のことは質疑がありましたので、少しそこは理解をさせていただきました。そのほか何か、そのアンケートの内容以外で、何か特徴があれば教えていただきたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、森美和子議員の第8期介護保険事業計画の特徴についての御質問につきまして答弁を申し上げます。

国では、第7期介護保険事業計画におきまして計画の進捗管理の手法としまして、取り組みと目標に対する自己評価を実施することとされており、本広域連合におきましても、平成30年度分につきまして自己評価を実施いたしました。おおむね目標どおりの事業実施がなされておると思っております。

中でも、家族介護者への支援事業につきましては、鈴鹿市、亀山市両市とも目標どおりの年4回ずつ、介護者の集いを開催し、介護に関する講演会や参加者同士の情報交換などにより家族介護者への支援の充実を図っております。そのほか、おむつなどの介護用品の支給により本人及び家族の金銭的負担の軽減と集配による肉体的負担の軽減に努めてまいりました。

なお、計画どおりの進捗が図られていない事業といたしましては、地域密着型サービスの基盤整備がございまして、定期巡回随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護に参入を希望する事業者がない状況となっております。

次に、第8期介護保険事業計画の特徴でございますが、策定に向けて現段階で国が示しております取り組みの方向性といたしましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年にとどまらず、その先の2040年を展望すること、次に、高齢者向け住まいの整備を適切に進めること、介護予防、健康づくりを効果的に推進すること、それから、保険者機能のさらなる強化を図ること。認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策を総合的に推進すること、介護人材の確保や介護現場の負担軽減を進めることとなっております。これらの内容を踏まえて、今年度アンケート調査を実施したところでございます。御協力いただきましたアンケートの結果を踏まえて計画策定に取り組んでまいりますので、御理解くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

今までは2025年問題と言われてきましたけど、2040年を見据えての計画になってくると。住まいの問題、認知症のこと、負担軽減のこと、今、示していただきました。そういうことが8期の中で入ってくるということで、理解をさせていただきました。

少し、先ほど触れていただきました、私もこの家族介護者の支援について、計画策定に当たって確認をしておきたいなと思ったんですけど、さっきおっしゃったのが年4回の集い、それからおむつ代などの金銭的な負担の軽減というふうにおっしゃっていました。今、老々介護、ダブルケア、介護離職、いろいろなことが課題が指摘をされておりますが、それだけでいいのかということが、ちょっと感じるころですけど、何かほかに、今おっしゃった以外で取り組んでいかなければならない、今後ね、8期に向けてね。これ、多分、今までのことだったろうと思うんですけど、同じことになるのか、また新たな展開はあるのか、その点について確認をしておきたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

今現在、計画のですね、ニーズ調査を行っているところでございまして、7期の計画の評価をし、その上で、このニーズ調査の内容等も検討いたしまして、さらに必要なサービスがあれば、そこに追加していくというようなことも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

はい、わかりました。新聞を見ておりますと、全国的に介護者支援を条例化しているようなところもございますので、またいろいろと研究をしていただきたいなと思います。

それから、もう一つ確認しておきたいのは、何と言いますかね、家族の中で介護が必要になったときに、非常に多くの家庭は混乱をされます。いろいろなサービスを、それから受けていかれるんですけど、特に在宅で介護をされて、それからみとりまでされたような方、そういった方の体験談というか、そういったものを広く知らせていくというか、お伝えをしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

これは、私も地域の中で、みとりまでされた方が、非常に大変だったと。だけど、家で、最期までみとっていったって自分たちの中に残っているものが、非常に貴重な体験をさせてもらったと。それは家族、介護をされた方だけじゃなくって、子どもたちにもそういったことを伝えていかなあかんって、命の尊厳とか、そういう問題の大きな根幹になるというようなお話をいただいて、ぜひそういうものを何か、皆さんに、これから介護をされる方、それから介護というのはこういうことなんだというようなことを、多分、その介護の現場に携わっておられるケアマネさんとかヘルパーさんとか、それから看護師さんとかというのは、そういういろんな現場を見ておられて、御存じだと思うんですけど、そういう声を拾うというのも、これからの介護のあり方とかというのをいろいろ考えていく上では、非常に貴重なものじゃないかなと思うんですけど、その点について、御見解をお聞かせください。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

今、森議員の言われたことも、非常に有意義な御意見であると思いますので、その家族の声というものをどのようにいろんなところに届けていくかということも、ちょっと検討してきます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

ぜひお願いをしたいと思います。また、広報を出されておりますので、介護保険の。そこに少し、コラム的な感じで載せていただいてもいいですし、1冊にまとめていただいてもいいですので、ぜひやっぱり、そういう声を聞かせていただきたいと思います。

次に移ります、地域密着型サービスについてお伺いをしたいと思います。これも先ほど、少し定期巡回随時対応型、それから看護小規模多機能、これ、7期で計画をされておりますが、実績がないというふうに聞いておりますが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

地域密着型サービスについての御質問につきまして、答弁申し上げます。

まず、定期巡回随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能居宅介護、それぞれの介護サービスの内容でございますが、定期巡回随時対応型訪問介護看護とは、日中・夜間において介護福祉士などが要介護者の居宅を定期的に巡回訪問や随時通報を受けて訪問して、身体介護及び生活援助の生活支援を行ったり、訪問看護師が訪問し、看護サービスを提供する介護サービスのことでございます。また、看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたもので、通いのサービスを中心として訪問サービス、宿泊サービスを提供する介護サービスのことでございます。

第7期介護保険事業計画におきましては、鈴鹿西部圏域を除く鈴鹿北部、中部、南部、亀山で、それぞれ2事業所ずつの整備を計画しておりますが、現在、本広域連合管内には、定期巡回随時対応型訪問介護看護は事業所がなく、看護小規模多機能型居宅介護は鈴鹿西部管内に1カ所でございます。

第7期介護保険事業計画開始時から2年にわたり事業所の公募説明会を実施し、公募してまいりましたが、定期巡回随時対応型訪問介護看護は、平成30年度、令和元年度とも応募事業所はなし、看護小規模多機能型居宅介護は、平成30年度は応募

事業所が1件ございましたが、求められる水準に達していないとの判断から選定に至らず、令和元年度につきましては応募事業所なしとなっております、現状では施設の設置には至っておりません。

応募に至らない原因を明らかにするために、説明会に参加いただいた事業所に聞き取りを行ったところ、その理由としましては、事業を実施しても収益が見込めないということや、24時間対応による看護師や訪問介護士の確保が見込めないことなどの回答が得られたところでございます。

本広域連合としましても令和2年度において引き続き募集することを検討しており、多くの事業所が事業に参画できる条件を検討するとともに、第8期の介護保険事業計画において定期巡回随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護については、国の示す考え方も踏まえて施設整備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

やっぱり、その在宅介護、在宅医療とかということを進めていく上では、この24時間対応でやっていただくというところがない限り、それは進んでいかないんだろうなと思いますので。

これは全国的な流れですか、なかなか見つからないとかって、対応できる事業所が見つからないというのは。この近辺だけなのか、県内はどうなのか、わかりますか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

全国的な傾向、また近隣市町については調査をしておりますので、そのことも含めて今後調査し、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

また教えていただきたいと思います。で、1つ、この定期巡回随時対応型というのは、若干その利用者側の負担が大きいというようなデメリット的なことがあるように聞いておりますが、そういったことはあるんでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

私どもとしましては、そのようなことは聞いたことはありません。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

このサービスを受けたとしても、1割負担のサービス料でいけるということの理解でいいでしょうか。これ、24時間対応ですよ。そういう理解でいいんでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

その方に応じた負担割合の1割、2割、3割でお支払いいただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

わかりました。次に移ります。保険料の見通しについてお伺いをしたいと思えます。先ほどの質疑の中でも若干触れてありましたが、今回の予算を見ましても介護給付費が伸びている中で、保険料が下がるということはなかなか見通せないのようになって思うんですけど、さっき出ていましたように基金が約15億3,000万ほどありますので、今後の見通しと、この基金活用の方向性についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

保険料の見通しについての御質問につきまして、答弁申し上げます。

第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料につきましては、今後所要のサービス料の見込みを推計してまいります。過去の保険料基準額を見ますと、まず第5期は5,377円、第6期は5,691円、それから現在の第7期でございますが5,781円と、計画ごとに増額になっているという状況でございます。不確定ではございますが、第1号被保険者数、認定者数、給付の見込みに応じて、保険料基準額を算出いたしますことから、第8期において増額となる可能性も現状でございます。

計画策定においては、第1号被保険者の方々にとって必要最小限の御負担となりますよう、また先ほどの福沢議員の御質疑でも説明申し上げましたとおり、介護給付費準備基金の活用も含めて第8期介護保険事業計画策定部会において協議してまいりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

当初、2000年に始まったころから言うと、もう倍ぐらいにね、なっているという

ふうに、そういう保険料になっていますので、ぜひ基金を上手に活用しながら保険料を決めていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。認知症施策についてお伺いをしたいと思います。この認知症施策については、各市で行っていただいていることは認識をしておりますが、保険者としての考え方を聞かせていただきたいと思います。

まず、初期集中支援について、これ、圏域内のチームの設置状況について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、認知症初期集中チームについての御質問に答弁申し上げます。

認知症初期集中支援チームについてでございますが、この事業は新オレンジプランの考え方の中でも、特に早期発見、早期対応の具体策の1つとして位置づけられており、その施策の取り組みにつきましては、介護保険法第115条45第2項第6号において、地域支援事業の包括的支援事業の中に位置づけられる認知症初期集中支援事業として本広域連合から鈴鹿市、亀山市へ事業委託して事業を実施しております。

その事業の概要につきましては、医療・介護の複数の専門職が、認知症が疑われる方や認知症の人、その御家族に対し、発症初期の段階で、集中的、包括的に支援し、必要な医療や介護サービスにつなげ、自立した生活が送れることを目的に設置をしているものでございます。

現在、鈴鹿市では地域包括支援センター設置法人に委託し、各日常生活圏域4圏域にそれぞれ医療職1名、福祉職1名、それからチーム医1名の3名体制からなるチームをそれぞれ設置しております。また、亀山市は、医療職2名、看護師とそれから保健師をそれぞれ1名、それから福祉職を1名、社会福祉士1名です、それからチーム医1名からなるチームを、日常生活圏域に1チーム設置しております。

その活動実績でございますが、昨年度、鈴鹿市は相談件数272名、そのうち支援対象となったのは177名、医療や介護サービス利用につなげて支援を終了した支援終結者は160名でございました。次に、亀山市は、相談件数55名、そのうち支援対象者となったのは10名、支援終結者は3名でございました。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

軽度の認知障害のうちから、しっかりと早目に発見をして、相談につなげるというのが初期集中支援チームにつながるということだと思っておりますけど、今、数字的なことは言っていただきましたが、こういったルートから主に相談をされるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

例えば、地元の民生委員さんであるとか自治会の方の場合もあります。近隣の方の御相談がまずありますし、あと、そうですね、御家族の方のほうからの御相談ということもございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

地域の商業施設とか、それからお医者さんとかそういうところまで広く、幅広くわかって、買い物に行ったときに札ばっかり出すとかというようなね、ああいうことが商業施設の方とか銀行とか、そういうところで早く見つかっていくということを求められていますよね。

それと、あとは本人の自覚がないというのが一番大きなことだと思っておりますけど、私もこの間、相談を受けたのが、若干、お食事をつくるというのも少しできなくなってきたりとか、味つけがおかしいとか、言っていることがちょっといつもと違うとかというようなことで、地域包括のほうに相談をかけたんですけど、本人の自

覚が全くなくなっただけで、大丈夫だからってというようなね。そういう大変な思いを、多分そうやって相談に結びつけても、きちっと相談につながらないというか、つながりにくいような場合もあるんだと思うんですけど、地域包括の方と民生委員さんが信頼関係をつくるために、ちょっと足しげく通いますというようなことだったのでね、その間にも多分、認知障害というのは進んでいくんだらうなと思うんですけど、今持っている初期集中支援チームの課題とかいうのは何かありますでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

認知症初期集中支援チームの課題についての御質問について答弁申し上げます。認知症初期集中支援チームの課題でございますが、鈴鹿市、亀山市とも医療、介護、それから地域関係団体への関係機関との連携をさらに強化して、支援が必要な方を早期に、医療、介護のサービスにつなげていくことが、これが本当に、それ自体が課題になっているという認識をしております。今後も、チームの役割や活動について、さらに周知を図るように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

ぜひ、お願いをしたいと思っております。本当に早い、早期発見というのが一番大事なことです。お願いをしたいと思っております。

最後に、認知症の方が自分の受けたい医療や介護、または日常生活をどのように過ごしたいかについて、意思決定する際の周囲の人々の支援のあり方について、2018年に厚生労働省が認知症の方の意思決定支援ガイドラインというのを公表されております。認知症の方というのは、思考力や判断力が失われていると思われがちですけど、周囲が配慮することで、本人が意思をきちっと表明をできて、そのことによって周囲も、それをくみ取ることができると言われておりますが、このガイドラインが2018年の6月だったと思うんですけど、7期が始まって後に公表された

ものですが、このガイドラインが8期にどのように反映されるかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

意思決定支援ガイドラインについての御質問につきまして、答弁申し上げます。

本広域連合では、厚生労働省が平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランに基づき、第7期介護保険事業計画において認知症施策の推進として、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせることを目指し、施策を実施しているところでございます。

新オレンジプランでは、認知症を支える側の視点だけではなく、認知症の方自身の視点が重要とされ、認知症の人が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを具体的な考え方としています。意思決定支援ガイドラインの内容については、既に第7期介護保険事業計画において高齢者の尊厳の保持として、成年後見制度の利用支援及び啓発や権利擁護の推進を実施しているものもでございます。第8期介護保険事業計画におきましても、このガイドラインも視野に入れた施策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

これにて、森美和子議員の質問を終了いたします。

田中通議員。

○田中通 議員

議席番号2番、田中通です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点、鈴鹿亀山地区広域連合ウェブサイトの改善レベルと課題について、そしてCOVID-19、新型コロナウイルス感染症の影響について伺います。

私は、令和元年10月定例会において、鈴鹿亀山地区広域連合ウェブサイトによる広報が圏域の皆様に対して、内容、技術レベルともに不十分ではないかと問題提起をさせていただきました。その際は、末松則子連合長と事務局長から真摯な御答弁

をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、今回は、そこからの進捗状況、鈴鹿亀山地区広域連合ウェブサイトの改善レベルと課題について伺います。アクセス数のカウント、CMS化、検索方式のブラッシュアップ、SNS対応などについて改善を求めた5カ月前と比較して、改善した点を教えてください。そして、現状の課題をどうとらえているのかをお聞かせください。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

田中通議員の5カ月前と比較して改善した点及び現状の課題についての御質問につきまして答弁申し上げます。

まず、5カ月前と比較して、ホームページを改善した点でございますが、3月にアクセス数をカウントできるシステムを導入いたしました。これにより、今後、本広域連合のホームページの閲覧数や、どのページを閲覧してみえるかなどの分析を行えます。

また、現状の課題でございますが、10月定例会で御指摘をいただきましたディレクトリ検索方式のブラッシュアップや記事単位の管理などの改善が上げられます。今後、アクセス数の分析も行いながら、ホームページの掲載内容の充実や閲覧しやすい画面の作成など、情報発信ツールとしてどのように活用していくのか、引き続き調査、研究してまいる所存でございます。御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

田中通議員。

○田中通 議員

ありがとうございました。アクセス解析に着手していただいているということで、着実な改善が見られたということを楽しんでいます。限定的な改善と言えるかもしれませんが、現状の課題を共有していただいていることも大切なことだと思いま

す。

昔から、業務改善技法にP D C Aサイクルというものがありますが、最近ではR P D C Aサイクルというものによって変わってきています。P l a n (計画), D o (実行), C h e c k (評価), A c t i o n (改善) それらの前に, R e s e a r c h (調査) のRをつけるというものです。I T系ではRといえば, R e a l i z e, 瞬時の分析による可視化, 気づきでございます。いずれのRにしましても, 分析というのが命綱であり, 分析のための目を開いたと言える鈴鹿亀山地区広域連合ウェブサイトの今後の改善を期待いたします。

次の質問に移ります。世界中に感染が拡大してしまったC O V I D - 19, 新型コロナウイルス感染症ですが, 圏域内の方々の生活への影響も甚大なものがあります。ショッピングセンターの売り場からマスクが消えて, 約2カ月がたちました。マスク, アルコール消毒液, トイレtpペーパー, ティッシュペーパーなどの不足を招いている状況への消費生活センターの対応を教えてください。

○議長 (池上茂樹 議員)

連合長。

○広域連合長 (末松則子 君)

それでは, 田中通議員からの御質問に答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について, 現時点で, 本広域連合圏域内での感染者は確認をされておきませんが, 国におきましては, 国民生活安定緊急措置法施行令や新型インフルエンザ特別措置法の改正, 一部の国からの入国を制限するなど被害の拡大防止に向けた対策を行っております。また, 三重県や鈴鹿市, 亀山市においても, 感染症対策本部を立ち上げ, 感染被害の拡大を防止すべく, さまざまな対策や注意喚起を行っております。

そのような中, 消費生活においても商品不足や便乗商法, 商品不足につけ込んだ詐欺未遂などの事案が報告されておきますことから, 広域連合におきましては消費者トラブル未然防止のため, 広報や両市のメール配信により注意喚起を行い, 圏域住民の皆様に冷静な対応をいただくようお願いをしております。

今後も新型コロナウイルス感染症に関連する被害防止に向けて, 国, 三重県, 両市と協力しながら, できる限りの対策を講じ, 被害防止に努めてまいりますので, 御理解, 御協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事務局長が答弁をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

私からは、商品不足における消費生活センターの対応についての御質問の詳細につきまして答弁を申し上げます。

消費生活センターの対応についてでございますが、先ほどの連合長の答弁にもございましたように、消費生活においても商品不足や便乗商法、商品不足につけ込んだ詐欺未遂など、さまざまな事案が報告されております。本消費生活センターにおきましては、3月19日時点で相談が10件ございました。

そのうち、商品の不足に関する相談は5件あり、商品不足に解消に向けて早い段階で供給できるよう、国が対策を進めていることをお伝えし、冷静に対応していただくようお願いをしております。そのほかには、新型コロナウイルス感染症に伴う講演会や会場のキャンセル料に関する相談などがございました。

また、現状で、圏域内においては便乗商法や詐欺未遂に関する相談の報告は受けておりませんが、被害の未然防止を図るべく、広報やホームページ、鈴鹿市、亀山市のメール配信を活用して、情報発信に努めているところでございます。

なお、消費生活センターで受けた相談内容については、国や三重県、両市の消費生活担当課へも報告し、情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

田中通議員。

○田中通 議員

ありがとうございました。今回は、それほど相談件数が多いわけではなかったのですね。議会前をお願いしておりました情報共有の自治体間連携も進めていただいているようで感謝いたします。

さて、今回のような消費生活に影響を与えるパニック的なものは、10年に1回以

上の割合で起きているようにも思います。今回の教訓もあるかと思いますが、消費生活センターとして今後どのように備えるべきでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

今後はどのように備えるべきかについての御質問につきまして、答弁申し上げます。

今回、消費生活センターにおいて把握した新型コロナウイルス感染症に伴う商品不足の発生状況や便乗商法、詐欺未遂などの情報については、取りまとめた上で、今後地域で行う出前講座や消費生活センターだよりを通じて地域住民の皆様に情報共有し、根拠のないうわさに惑わされない啓発の取り組みを引き続き実施してまいる所存でございます。

また、国や三重県、両市と速やかに情報共有できるよう連携を密にし、さらに消費者被害防止に努める所存でございますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

田中通議員。

○田中通 議員

ありがとうございました。先ほど、それほど相談件数が多いわけではなかったと、そういう私の所感を述べましたが、声なき声があるとも限りませんので、これからも圏域消費者の受信アンテナとして、そして被害を未然防止するための発信アンテナとして消費生活センターの役割に努めていただきたいと思います。

情報共有の輪の中に、圏域の小売店や消費者を加えていかれてはよいのではないのでしょうか。消費者だけでなく、消費者を相手にする小売店からも意見が集められることができれば買い占め事例や客層の変化などを把握し、対策がとれるかと思えます。そして、先手を打った情報発信で、小売店に対して、例えばマスク等の販売

制限を促したり，そういったことができれば理想的かなと思います。

売り手も買い手も守り，消費生活社会もよくなると，三方よしの中心に消費生活センターは位置するわけです。圏域の皆さんが頼れる消費生活センターとして，その気高い役割を果たし続けていただきますよう，お願いしまして，私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池上茂樹 議員）

これにて，田中通議員の質問を終了いたします。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

福沢美由紀でございます。最後の一般質問，よろしくお願いいいたします。

私からも介護保険の地域密着型サービスの基盤整備についてお伺いしたいと思っております。

その前に，今日から，やっぱりふえる一方の通所介護の基盤整備については確認なんですけども，もう必要はないのか，問題はないのかということだけ，まず一点，確認してから質問に入りたいと思うんですけど，いかがでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

通所介護の事業所につきましては，現在，需要に対しまして飽和状態にある状態でございます。デイサービスの事業所の中でも事業を休止しているようなところも聞いておるところでございますので，新規指定については第8期の介護保険事業計画についても，このまま認めないという方向性で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

はい、確認をさせていただきました。それでは、森議員からも質問のありました、なかなか基盤整備の進まない定期巡回随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護施設の2つについて、お聞きをしたいと思います。

それぞれがどういう施設なのかという説明もいただいたところです。なぜ、整備が進まないのかというところも説明にいらした方に聞き取りをされたということもお伺いしました。

ただ、まず、これ、2つの施設は、1つはやっぱりショートも含めた、やっぱり施設であるのと、あとはもう通所専門の施設であるのと、全然、2つの施設は趣を異にしておりますので、どちらも同じ理由でだめなのか、何か、こっちの施設についてはこういう理由でだめだった、こっちの施設についてはどうだったという具体的な聞き取り結果がもしありましたら、もう一度、お伺いしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

どちらの施設も、やはり職員の確保が難しいということですね、それはもう共通した理由としてありまして、どちらの施設に特有な理由というのは、特になかったですね。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

わかりました。それではお答えにありました収益がなかなか見込めないんではないかということ、収益が見込めないということは、ここを利用してくださる方がいらっしゃるという意味が大きいと思うんですけども、先ほどから、今日、アンケートの話もありましたけども、この基盤整備を進めることを見通した地域住民のこれらの施設へのニーズなどがわかるようなアンケートがされていたらお伺いしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

定期巡回随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護のニーズ調査の内容についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

第7期介護保険事業計画策定の際に、介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。その結果によりますと、一般高齢者では、時間帯を問わず定期的にヘルパーが自宅などを訪問して短時間の介護を行い、必要なときにはいつでもヘルパーなどを呼び出せるサービスが必要であるという回答の割合が37.8%、1つの事業所で通所を中心に、本人の状態や希望に応じて短期間の宿泊や訪問介護に加え、訪問看護も組み合わせて利用できるサービスが必要であるとの回答の割合が29.4%となっております。

次に、ケアマネジャーが属する居宅介護支援事業所調査では、定期巡回随時対応型訪問介護看護について、ニーズはあるので整備が必要との回答割合が26%、ニーズはないとの回答の割合が28.6%となっており、看護小規模多機能型居宅介護では、ニーズはあるので整備が必要との回答割合が27.3%、ニーズがないとの回答の割合が33.8%となっております。

調査の結果といたしましては、整備を望む声がニーズ調査の中で多数あるわけではございませんが、第7期介護保険事業計画策定の折、国から示された方針である地域包括ケアの深化、推進を図るためには、増加する在宅要介護者の医療需要への対応など、可能な限り、自宅で生活が続けられる体制を整備する必要があることから、介護保険事業計画策定部会において承認を得て、施設整備を計画したものでございます。

整備の状況ですが、第7期介護保険事業計画開始時から2年にわたり、事業所への公募説明会と公募を実施してまいりましたが、施設の設置には至っておりません。本広域連合としても、第8期介護保険事業計画策定のため現在実施しておりますニーズ調査を踏まえ、再度、その必要性も含めて国の示す考え方も考慮しながら、施設整備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

意外とニーズがないとお答えになる方が多いなという印象ですが、このアンケートの前提といたしまして、これらの施設にかかわる一番大事なキーワードとしては看護師が入るかどうかということがすごく大きいんだと思うんですけども、ふだんのケアしてもらう方の中で、看護師じゃないといけないケアがどれだけ、どういう場合にあるのかということ、ちゃんと想定した上でお答えになってくださっているのかなということ、まず疑問に思いました。

今、私たち、相談を受ける方、入院をされていられる日数も減ってきましたし、結構重症なまま退院される方も多くなってきています。長く介護生活をされている方でも、やはり食べられなくなって胃ろう、腸ろう、いろんな介護だけではなくて、看護師の手が必要な方もふえてきているんじゃないかなと思うんですね。で、吸痰などは家族だけじゃなくって研修を受ければ、いろんなところでもできるように広げつつはありますけども、実態はなかなか広がりがない状況なんだと思います。

で、そんな中で、本当に看護師がいるということで手厚いケアが受けられることがわかった上でアンケートを、どんなアンケートなのか、ちょっとまた見せていただきたいなと思うんですけども、回答していただいているのかどうかということ、がまず1つ、疑問に思ったのと、抽出なのか、本当に困っておられる方にしたのか、ちょっとしっかりと丁寧に聞き取って、本当に実態がよく反映されるアンケートというのを再度、考えるべきなのじゃないだろうかと、私は印象として思ったんですけど、御見解を伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

先ほど、福沢議員がおっしゃっていたとおり、よくよく意味がわからないまま答えられているようなケースがもしかしたらあるかもわからないんですけども、ただ、御指摘いただいたこともですね、しっかりと頭に置きながら分析のほうもしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

本当に、栄養状態が悪くなって、やせたり、筋肉がなくなったりして、褥瘡といってね、床ずれができた方のケアでも、毎晩体位を変換しに行ったときに、例えば排泄物で汚れたりしていても、ガーゼ交換ができるかどうかは、それも看護師でないとできないことでもありますし、これは、これから本当にどんどん必要となってくる、ニーズがなくっても、やっぱり必要性をきちっと見定めて、こうやって基盤整備として上げてもらっているんだと思いますので、ぜひとも、やっぱりこういうやって上げていかないと人材も育っていきませんし。なかなか夜、そうやってお宅に伺ったりしてケアをする看護師というのがたくさんいるわけではないので、そういう在宅で仕事ができる看護師を育てるためにも、まずはこうやって基盤整備を進めていってもらわないといけないと思いますので、ぜひとも本当に進めていただきたいと思います。

それから、看護小規模多機能型居宅は、これは病院でないと、病院がふさわしい施設というのは、こちらでしたか。病院でないといけない、そうすると、もうやってももらえるところは決まってくると思うんですけども、そこについてアプローチはどうですか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

医療機関でなければならないということではございませんので、一応、公募については、法人の医療系であれ、介護系であれですね、やりたいというところは受けさせてはいただいております。当然、今回も公募に対して応募がなかったということではございまして、医療機関のほうに、働きかけは行っているところではございますが、まだ検討中ということではございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それから、看護小規模多機能のほうは、既に1カ所あるということですので、定期循環のほうはゼロですけども、1カ所あるので、あるところがどんなケアをしているのかということをお紹介していただくとか、そういうことも必要かと思えます。ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、先ほど、通所については飽和状態だよということをお伺いしました。それで、やっぱりこの2つを進めたいということもお伺いしました。あとは、今、この事態になって、事業廃止をしている施設もあろうかと思うんですけど、そこについて、基盤整備と関連するところがありましたら伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

それでは、第7期介護保険事業計画期間における地域密着型サービス事業所の休止及び廃止状況についての御質問につきまして答弁申し上げます。

平成30年度は休止が認知症対応型通所介護1件、それから廃止は地域密着型通所介護が2件ございました。休止及び廃止した理由は、利用者の確保が難しい、それから職員不足というものでございました。

また、令和元年度は、現時点で休止が地域密着型通所介護1件、小規模多機能型居宅介護1件、廃止が認知症対応型通所介護1件、地域密着型通所介護が1件でございました。休止及び廃止理由は、利用者の確保が難しい、職員不足のほか、小規模多機能型居宅介護につきましては、サテライトだった事業所を本体の事業所に統合するためというものでございました。

事業所の休止及び廃止対象施設を利用していた方につきましては、他施設に移行していただき、引き続きサービスの利用をしていただいております。また、現在、通所介護サービス事業所については、事業者数が需要数を上回っているため、新規の指定は認めておりません。このため、事業所数の減少による利用者の影響はない

ものと考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

数としては、そう多くないかもしれませんが、休廃止した事業所があるということで、1つ、そこを利用しておられた方については、きちっと移行していただいているということは聞きましたが、そこで働いてみえた方、すぐに働きたいから自分で場所も探しになろうと思えますけども、やっぱりこの人材不足の中、そういう方を逃してはいけないと思うんですけども、その働く方についての相談とかコーディネートとか、そういうことはどうですか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

廃止になった事業所の職員の方について、次のところを紹介してほしいというような声は、当方では特に聞いたことはございません。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

わかりました。それでは、次の質問に移りたいと思います。介護保険の中で、保険料のことも伺いましたけど、所得が低い方に対して今まで減免制度を活用ができるようにということで、今まで何度か質問をしてまいりました。減免制度の存在が、まずはわかりにくいということで、最近では大分とホームページでも前面で出てきてもらうようになったりとか、刷り物の中にもちょっとわかるようになってはきてはいるとは思いますが、やはりこれをまだまだ、もっと進めなくちゃいけ

ない部分だろうと思います。今日の質疑でも、悪質な滞納でなくっても制限がかかっている方もいらっしゃるということです。こういうことがあるということも含めて、具体的に丁寧にお示しをする必要があると思います。今の減免制度の内容と現状について、まず確認をしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

介護保険減免制度についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

介護保険料の減免につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例及び鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例施行規則の減免規定に基づき実施をいたしております。

内容としましては、第1号被保険者の方が納付すべき保険料を納付することができないとき、申請によってその方の生活状況や経済状況などを勘案し、減免が適当であると判断する場合、その保険料を減額、免除するものでございます。減免の対象となるのは、第1号被保険者またはその世帯の主たる生計維持者が災害等により所有財産に著しい損害を受けた場合や入院や失業など、また農作物の不作などにより収入が著しく減少した場合、そのほか、刑事施設等に拘禁された場合などでございます。

近年の減免実績を申し上げますと、平成29年度は火災による財産の損害に該当される方が5名で、減免額15万9,050円、刑事施設への拘禁により該当される方が2名で、減免額5万1,790円、あわせて7名、減免額21万840円で行いました。平成30年度は、刑事施設への拘禁により該当される方のみの減免で2名、減免額8万8,170円で行いました。令和元年度につきましては、今のところ、減免の実績はございません。

この減免制度につきましては、本広域連合のホームページに掲載し、周知を行っておるところでございます。また、議員から御指摘いただきました恒常的な収入源による減免を実施している保険者があるということは承知をいたしておりますが、第1号被保険者の保険料は介護保険制度の運営上、基礎となる財源でございますので、保険料を充当することになる新たな減免制度につきましては、十分な調査研究をしてまいりたいと存じますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいた

します。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

やっぱり、急に何かがあって所得がなくなったときということに対しては、ある一定の減免制度があるんですが、恒常的に生活困窮であるということに対しては、なかなかない。いろいろ調べてみると社会福祉法人のね、入所しているときなんかの制度があったりとかあるんですけども、なかなかそんなんも入所したときに向こうから、一番初めに言うてくれるものでもありませんし、御存じない場合が多いです。先ほどの入院された場合ってありましたけども、入院しなくっても自宅療養していてもお仕事ができなくなったりとかね、いろんな場合があると思うんですね。で、やっぱり柔軟に御相談をいただくような体制をこちらでつくっていただいて、柔軟に対応していただくということがまず、今の減免制度を使うにしても、必要だと思うんですけど、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

当然、制度として法的に決まっておりますので、その法にのっとって、できるだけ柔軟に対応はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それから、周知の面で、まずもう一言、申し上げたい。ホームページをすらすらと見られる高齢者がどれぐらいいらっしゃるのか、そこも何か、私、アンケート調

査をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、ホームページで上がっていても、やっぱりお気づきにならない方が多いと思いますので、やっぱり刷り物、パンフレットなどでわかりやすい表示、大きな字での表示をお願いしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

御指摘の点につきましても、今後また、さらによくわかるように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それから、戻りますけど、恒常的に減免をしている地方自治体もあるという事実があります。だから、やってはいけないわけではないんですね。大事な財源だから、やみくもにむだ遣いをするのはだめですが、やはりこうやって基金が3年間の間で15億できるということは、その3年間の間に保険料を払った方のお金なんですよね、本来。国にも、県にも、市にも、皆、返すわけですから、結局基金に積む分というのは、皆さんの保険料なんですけど、それを本当に困った方のために使うというのは、それは無駄な使用ではないと思うんですね。ですから、こういうことに関して基金の活用というのができるのかどうかということについて、御見解を伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

基金の用途につきましては、この第8次介護保険計画策定の折に、そのことも含

めて、またいろいろ種々、検討していきたいと思います。
以上でございます。

○福沢美由紀 議員

はい。いいです，終わります。

○議長（池上茂樹 議員）

これにて，一般質問を終結いたします。

以上で，本日の日程は，全て終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ，令和2年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和2年3月27日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 池上茂樹

議員（3番） 田中淳一

議員（10番） 中村浩